

三次市立河内小学校

生徒指導規程



第1章 総則

この規程は、三次市立小中学校の学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次世代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものである。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

河内小学校学校教育目標：

「気づき 考え 実行する 主体的な子供の育成」

(目的)

第1条 この規程は、三次市立河内小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成を目指して、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として交通ルールを守り、交通事故等の発生をさせないようにする。

(1) 登下校

通学班で登校することを原則とする。集合時刻、歩道でのマナーを守り通学路を通る。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する決まりをつくる。

- (1) 登校時刻は、8時20分とし、教室に着席する。
- (2) 欠席の場合は、8時20分までに保護者が欠席の理由を学校へ連絡する。
- (3) 遅刻の場合は、8時20分までに保護者が遅刻の理由を学校へ連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室へ登校したことを知らせて教室へ行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。
- (5) 外出の場合、原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとする。

※ 改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1) 髪が長い児童は、かざりのついていないゴムやヘアピンで留める。
- (2) 染色・脱色・着毛・パーマ・カチューシャはしない。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧類を使用しない。
 - (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾をしない。
 - (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具をつけない。
 - (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工をしない。
 - (5) 携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品持ち込みを禁止とする。
- ※ 違反があった場合は、学校預かりを行い特別な指導を行う。
- (6) 学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

(基準服・身なり等)

第6条 基準服等、身なりについては、健康状態を配慮し、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める基準服（服装）を正しく着用する。

(1) 基準服

- ①冬服 本校の服装の規定に準ずる
- ②夏服 本校の服装の規定に準ずる
- ③服装の移行 本校の服装の規定に準ずる

(2) シャツ

- ①白色のカッターシャツ、またはポロシャツを着用し、シャツ出しはしない。
- ②指定シャツの下に着用する下着については、白色のものを原則とする。

(3) ズボン・スカート

①ズボン

ア本校指定のズボンを着用する。腰パン（ズボンをずらした着こなし）や裾擦り、変形等は禁止とする。

②スカート

ア本校指定のスカートを着用する。スカート丈は、膝にかかる程度の長さとする。

(4) 靴下

- ①白色、紺色、黒色を基本とするが普段履きの物も認める。

(5) 通学靴

①登下校や学習で使用することから機能的な靴を使用する。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6) 上履き・体育館シューズ

①本校指定のものを使用する。

(7) セーター・ベスト

①防寒など体調保持のために用い、着用時には、制服の袖口や裾からはみ出さないものを着用する。

(8) ウインドブレーカー等、防寒着

①冬季は、登下校時等防寒着を認める。

※ 違反があった場合は、特別な指導を行う。

2 生徒指導

指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

(1) 授業

①自分の持ち物には、必ず記名する。

②時間を守る。

③授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切に
する。

(2) 休憩時間

①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。

②校内放送は、静かに聞く。

③特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。

④校内を走りまわったり、危険な遊び等
をしたりしない。

⑤学校の施設や道具、草花や樹木を大切に
する。

⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃
除道具入れ、掲示物等)

⑦グラウンド、体育館などの遊びのルールを
守る。

(3) 保健室利用

①体調がすぐれない場合、保健室を利用す
ることができる。利用時間は、養護教諭の判断
による。体調の回復が見込めない時は、学校
から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連
絡し、医療機関への受診をすすめる。

③虐待の疑われる場合は、学校より関係機関
に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的、性的、ネグレクト(育児放
棄)、心理的虐待または疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等、疑
われる場合。

(4) 給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一
つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6) 教育相談

①学校は、生徒、保護者から教育相談の希望
があった場合、こども応援センターやスクー
ルカウンセラー等と連携する。

(7) その他

①卒業生や部外者の学校内への無断立入りは
禁止する。用事のある場合は、職員室へ用件
等を伝え、許可を得る。学校の敷地内に入り、
指導したにも関わらず、校外に移動しない場

合、関係機関と連携する。

②学校内の施設設備、備品等を破損した場合
や発見した時は、職員室に届け出る。場合によ
っては、関係機関と連携する。故意、または
学校管理下外での破損については、保護者
弁償とする。

第3章 校外での生活に関すること (校区外の生活)

この章については、保護責任について記載す
る。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携
をとり指導する。指導を繰り返す生徒の場合
は、特別な指導を行う。

第7条 校区外の生活については次のことを
指導する。

(1) 児童だけでの校区外への外出

(2) 児童だけでの娯楽施設への入店

(3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊禁止

①保護者は、夜間(午後8時から翌日午前6時
までの時間)児童を外出させないようにする。

②保護者は、広島県青少年健全育成条例によ
り、娯楽施設の利用に当たっては、同伴の場
合であっても、夜間の利用はしないようにす
る。

(4) 情報通信機器

①学校への携帯電話の持込は原則禁止してい
るので、携帯電話等の情報通信機器について
は、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話
の保管場所、情報通信機器(パソコン・ゲー
ム機等)のフィルタリングに努める。

(5) 保護者は、酒・たばこ類等の購入を児童に
させないようにする。

(6) 危険個所への立入り

①保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危
険が予想される場所に、児童生徒が立ち入ら
ないようにする。

(7) 交通違反

①道路交通法に違反させないようにする。

第4章 特別な指導に関すること (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても
許されない。」ことであり、児童が起こした問題
行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送る
ために自己を振り返り、適切な行動ができるよ
う指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動への特別な指導として、問題
行動を起こした児童には、教育上、必要と認め
られる場合は、特別な指導を行う。但し、発達
段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

①窃盗・万引き・占有物離脱横領

②喫煙・飲酒

- ③暴力・威圧・強要行為
 - ④公共建造物・備品等器物損壊
 - ⑤交通違反
 - ⑥性に関するもの
 - ⑦薬物等乱用
 - ⑧刃物等所持
 - ⑨その他の法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
- ①暴力行為（対教師・児童間・対人・器物破損）
 - ②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）
 - ③いじめ
 - ④登校後の無断外出，無断早退
 - ⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
 - ⑥携帯電話の持込み（許可申請を除く）
 - ⑦学習等に必要のない不要物持込み
 - ⑧不正行為（テスト等のカンニング等）
 - ⑨家出及び深夜徘徊
 - ⑩金品強要
 - ⑪情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
 - ⑫その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（反省指導等）

第9条 特別な指導のうち，反省指導等は次の通りとする。但し，発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1) 説諭による指導
 - ①口頭による説諭指導（短時間での指導）
- (2) 学校反省指導
 - ①別室による反省指導
（原則1日の指導とする）
 - ②授業観察による反省指導
 - ③教育相談と反省指導を複合した指導
（スクールカウンセラー・こども応援センター等）
 - ④保護者来校による授業観察指導
 - ⑤学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第10条 反省指導の実施については，原則，学校反省とする。

- (1) 反省指導は，登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階とする。

（別室指導）

第11条 特別な指導のうち，別室指導は，次の通りとする。但し，発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1) 別室指導に該当する行為
 - ①暴力行為（対教師，児童間，対人，器物破損の四形態）
- ※器物破損については，意図的な破壊行為に限る
- ②度重なる授業妨害
 - ③度重なる注意無視，暴言
 - ④その他（いじめ等，学校の安全・安心が著しく損なわれる恐れのある場合 ※飲酒，喫煙など）
- (2) 別室での特別な指導は，休憩時間，給食等も含めて連続して行う。

（特別な指導を実施するにあたって）

第12条 特別な指導は，児童が自ら起こした問題行動に気づき，振り返る時間を通して，その時の適切な行動は，どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに，事後よりよい学校生活を送り，人格の形成を行うためのものである。この観点から，実施にあたっては，次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は，学校体制として取り組み，事実の確認，反省（振り返り），再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (2) 特別な指導を行うにあたっては，十分な事実確認を行い，指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間，指導計画を明確にし，児童・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為，いじめ，暴力行為，その他，児童で，指導を繰り返す場合は，関係機関に相談し，学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

（規程の周知）

第13条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，全保護者が出席する入学式，PTA総会，学級懇談会，地域懇談会等で直接説明を行う。また，ホームページでの公開や，学校に来校のない保護者には連絡等を通じて，周知の徹底を図る。

（反省指導の内容）

「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

附 則

- 1 この規定は，平成24年3月5日に配布説明したものを一部訂正している。
- 2 この規程は，平成24年4月1日より施行する。
- 3 平成29年9月1日 一部改訂。
平成31年2月1日 一部改訂。